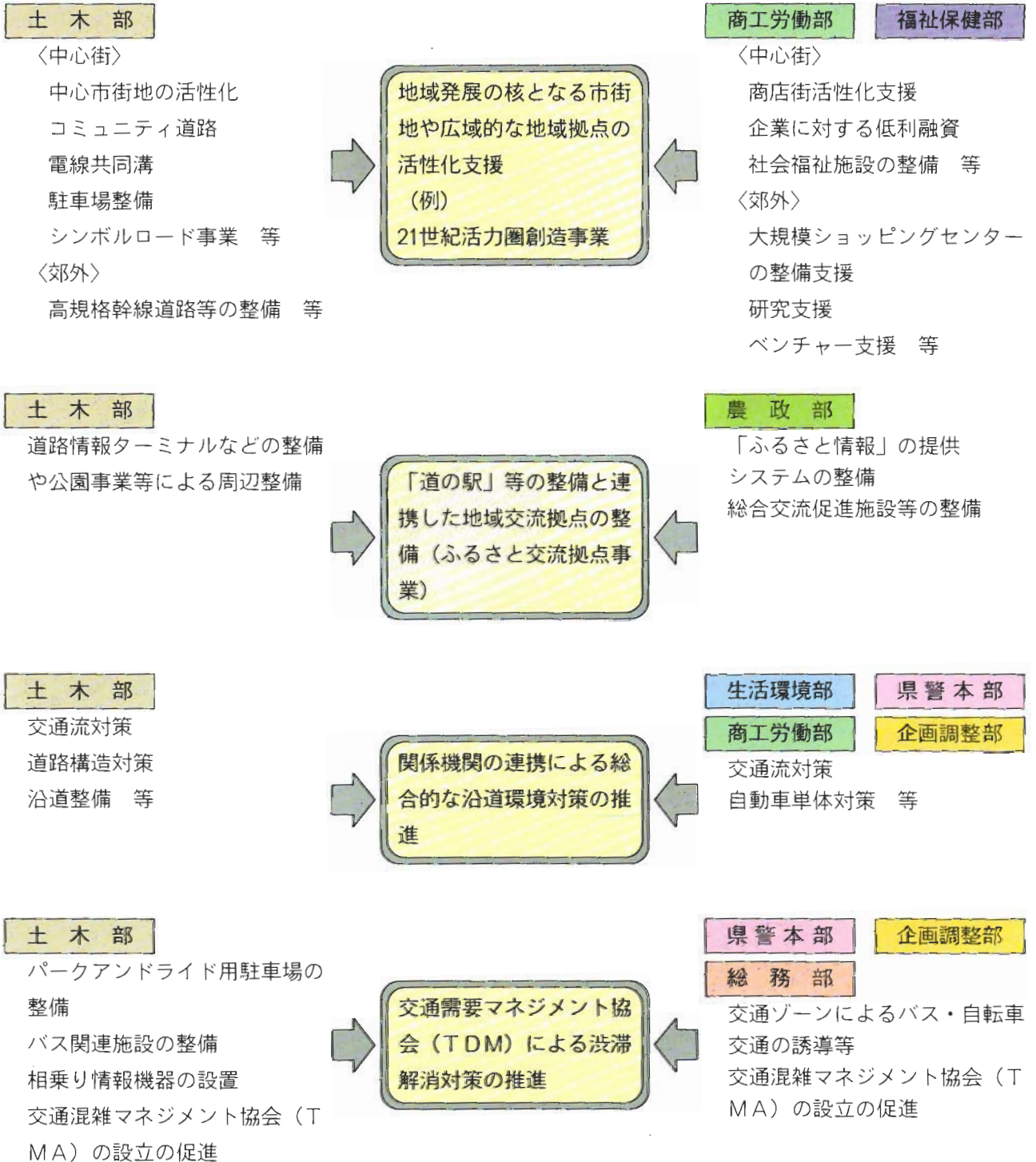


第14章 資料

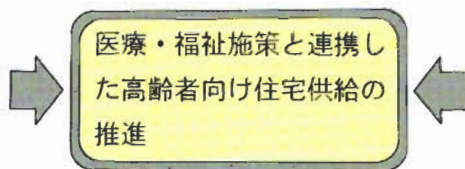
1 総合的・横断的な住宅・社会資本整備の推進

住宅・社会資本整備を効果的かつ効率的に推進し、より快適で質の高い生活空間を創造するため、部局間の連絡を含め各種事業を横断する総合的な施策の展開を図ります。



土木部

高齢者向け住宅の供給

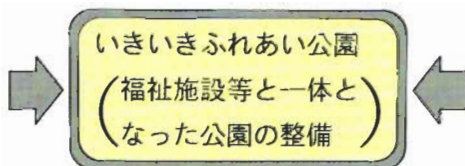


厚生省

デイサービスセンター等の福祉施設
ライフサポート・アドバイザーの常駐

土木部

都市公園の整備
健康運動施設・レクリエーション施設の整備

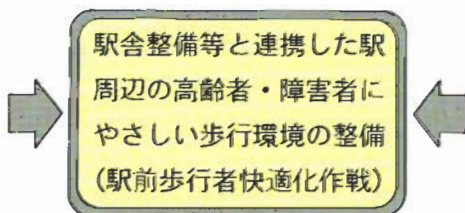


福祉保健部

社会福祉施設等の整備

土木部

ペDESTリアンデッキ
短距離交通システム
幅広歩道、歩道のバリアフリー化等



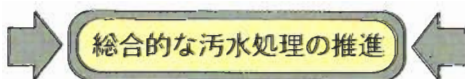
企画調整部

福祉保健部

駅舎内のエスカレーター、エレベーターの整備等

土木部

汚水処理施設の共通の整備指標の導入
下水道の整備



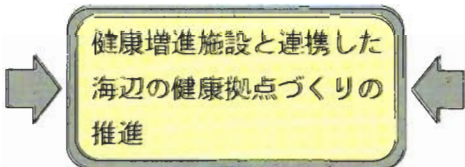
農政部

生活環境部

汚水処理施設の共通の整備指標の導入
農業集落排水施設の整備
合併処理浄化槽の整備等

土木部

砂浜の保全・復元
遊歩道の整備等



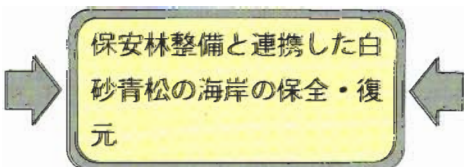
福祉保健部

生活環境部

健康文化都市の指定
健康増進施設の整備等

土木部

砂浜及び海浜植生の保全・復元
海辺へのアクセスの確保



林務部

保安林の整備

2 地域づくりを支援する事業

(1) 地方特定道路整備事業

制度の目的

地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある道路整備を推進し、もって国民生活の向上と地域の振興発展に資することを目的とする。

制度の仕組み

1. 計画の策定

ア 緊急課題関連道路計画

地域が緊急に対応しなければならない課題に 대응するため、早急に整備する必要がある道路について計画を策定し、建設省に届け出る。

イ 地方特定道路整備計画

上記計画のうち、補助事業に単独事業を組み合わせることが効果的な道路について計画を策定し、建設省に提出し了解を得る。

(補助事業と単独事業の割合は、原則として6対4)

2. 事業の実施

地方公共団体は、毎年度、年度開始前に当該年度の本事業について、補助事業分の申請に併せて単独事業分を建設省に提出し、その了解を得て起債申請を行う。

対象事業

都道府県道及び市町村道のうち、地域が緊急に対処しなければならない課題に 対応するため、早急に整備する必要がある特定の道路の区間。

財政支援

(補助事業)		(単独事業)	
国庫補助金	一般財源	臨時地方道整備事業債 75 (交付税：後年度30~55%)	一般財源 15 (交付税 当該年度) 10

- ・単独事業について臨時地方道整備事業債75%充当
- ・元利償還金について後年度30~55%交付税措置
- ・当該年度事業費の15%交付税措置

※実質交付税措置率(最大)

$$75 \times 55\% + 15 = 56.25\%$$

(2) 地方特定河川等環境整備事業

制度の目的

河川管理者が行う改修事業等と併せて地方公共団体が単独事業として実施する緑地、公園、運動場等の整備事業を一体的、総合的に実施することにより、効果的な施設設備を可能とする。

制度の仕組み

1. 計画の策定

地方公共団体は、河川管理者等の行う改修事業等と一体的に実施しようとする単独事業である環境整備事業について、河川管理者等と調整のうえ整備計画を策定し、建設省の了承を得る。

2. 事業の実施

地方公共団体は、毎年度、年度開始前に当該年度の本事業について建設省に提出し、その了解を得て起債申請等を行う。

対象事業

対象となる河川等の区間

法河川（準用河川を含む）または、砂防指定地内の溪流において、改修を計画または全体計画を定めて国の負担または補助により河川工事または砂防工事を実施している区間。

対象事業

緑地、公園、運動場等の占用施設の設置及びこれに付随して必要となる高水敷、護岸等の設備、側帯盛土等の河川工事等で早急に必要な事業とする。

なお、当該事業は、広域的な河川または砂防環境整備の観点から本来的に河川管理者が実施すべき基盤施設の整備以外の事業で、治水上の影響が少ない事業であること。

財政支援

臨時河川等整備事業債 75 (交付税：後年度30~55%)	一般財源	
	15 (交付税 当該年度)	10

- ・単独事業について臨時河川等整備事業債75%充当
- ・元利償還金について後年度30~55%交付税措置
- ・当該年度事業費の15%交付税措置

※実質交付税措置率（最大）

$$75 \times 55\% + 15 = 56.25\%$$

(3) 街並み・まちづくり総合支援事業

制度の目的

美しい街並みと快適な生活空間の実現を図るため、地区計画等を活用しつつ建築物整備を核とした市街地の整備・更新、基盤施設の整備、良好な景観形成等を推進する。

対象地区等

街路、公園、区画整理、再開発等の基幹的な事業の実施に併せ、地区の特性を活かしつつ、全体として市民共有の優れた街並みの形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次の条件に全て該当するもの。

- ① 地区における整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的、一体的な整備に関する計画等を内容とするまちづくりに関する総合的な計画（街並み・まちづくり総合計画）が市町村により策定されているもの。
- ② 地区の全部若しくは枢要部分を含む担当の区域について、地区計画その他の規制、誘導措置が講じられる又は講じられることが確実に見込まれるもの。
- ③ 概ね5ヘクタール以上の規模を有すること（ただし、人口集中地区内にあつては、1ヘクタール以上とする）

事業内容

街並み・まちづくり総合計画に位置付けられた、次の施設設備に対し補助を行う。

- ① 広場、緑地、駐車場、集会所等の地域生活基盤施設
- ② 植栽緑化、せせらぎ、カラー舗装、モニュメント、証明施設、電線類地中化等の高質空間形成施設
- ③ 地域交流センター、人口基盤、立体遊歩道等の高次都市施設

事業主体

補助率 1/3

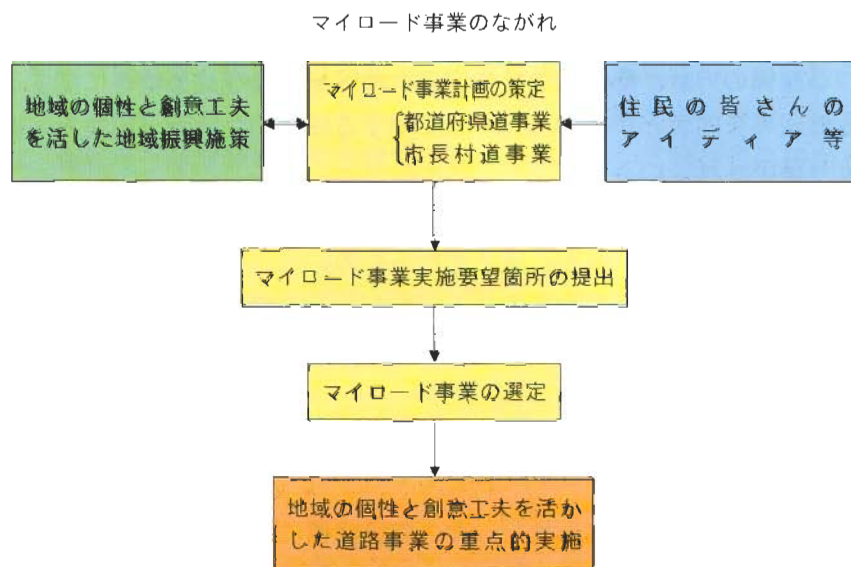
地方公共団体、公社、公団、第3セクター、
組合、民間

(4) マイロード事業

制度の目的

全国各地の市町村等で、各種地域振興施策が検討されており、そのうちで特に地方の個性と創意工夫を活かした地域振興施策について、関連する道路整備を重点的に実施し、心のよりどころとなるような道路を創出することにより、魅力ある地域づくりを推進することを目的とする。

制度の仕組み



事業実施箇所の選定

提出がなされた箇所のうちから、次の各要件を勘案のうえ道路局長がマイロード事業実施箇所を選定する。

- ① 当該箇所の道路整備を推進することにより、対象とする地域振興施策を支援できること。
- ② 道路景観整備等に地域振興施策のイメージ、コンセプトあるいは地域のアイデンティティ等を取り入れる工夫をしていること。
- ③ 地元協議会を組織する等、地元のアイディアを活用する努力をしていること。

特に市町村道については、住民から自由なアイデアを提案してもらい、どこにもない独創的な道路を創出しようとしていること。

事業の実施

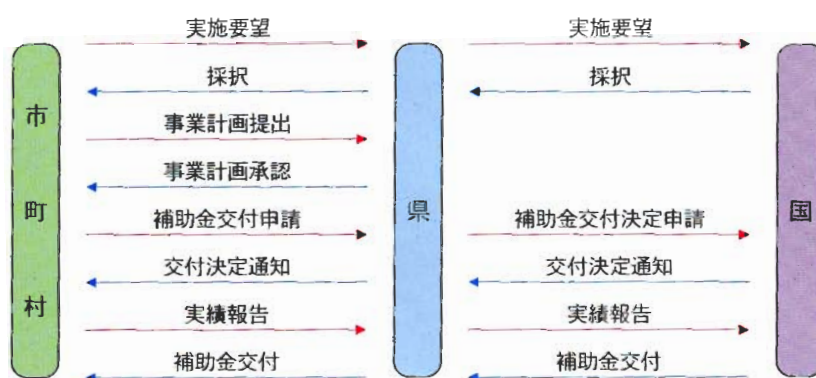
マイロード事業として選定された箇所においては、道路事業の優先的採択、重点実施を図るとともに、道路づくりにあたっては、地域振興施策のイメージ等を尊重し、積極的にとりこむものとする。

(5) 雪国快適環境総合整備事業

制度の目的

豪雪地帯において、行政と住民が密接な連携のもとに、住民主体の克雪活動とともに、雪と親しむ親雪活動や冬期の健康増進、各世代間の交流を総合的に推進するための施設を整備し、雪を克服した快適で住みよい地域社会の形成を図る。

制度の仕組み



対象事業

1. 克雪施設：流雪溝、取水施設、導水路、流末処理施設、除雪機械、除排雪用ダンプトラック施設
2. 親雪施設：ファミリースキー場、クロスカントリースキー場、圧雪車等
3. 交流施設：土間付き体育館等

財政支援

補助率：国 1 / 2 以内

県 1 / 10 (防災安全除排雪施設)